

《特別企画》

## 歯科医学教育制度の近代から現代へ —奥村鶴吉の足跡—



東京歯科大学 名誉教授

金子 譲

## ●抄 録●

日本では学校によった体系的な歯科医学教育は1890年代から始まった。明治政府は欧米社会に追いつくための高等教育制度を、1886年の東京帝国大学設置から始めた。その後該制度は逐次整備され大正中期の「大学令」を以って完成したが、それには約30年間を必要とした。この間の1903年に「専門学校令」が發布され、1907年に最初の歯科医専が設立された。近代日本の高等教育制度は大学と専門学校との重層構造にして人材育成の目的を区分した。「専門学校」が最高の教育機関だった官公私立は1918年の「大学令」によって初めて大学の設置が可能となった。しかし、「大学令」は歯科・薬科・獣医科の専門学校の大学昇格を許さなかった。さらに政府は官立の歯科医学専門学校設立を1928年まで等閑視した。以上が近代歯科医学教育制度における2つの特徴である。

3年半余の太平洋戦争の敗戦によって日本は占領軍総司令官総司令部（GHQ/SCAP）によった間接統治下に約6年余置かれた。日本の医療人育成への不公平な教育過程が、医療の質に根本的な差異をもたらしたことをGHQ/SCAPは厳しく指摘した。GHQ/SCAPは、日本の医療改革には教育改革が根源であるとして、医学・歯学・薬学・看護学、そして獣医学における広範な領域の教育改革を行った。歯科医専は「大学令」によって旧制歯科大学に昇格した。次に新制大学制度において歯科医学教育審議会（奥村鶴吉委員長）と教育刷新委員会、そしてGHQ/SCAPによって歯学教育は大学教育となり、教育年限が医学教育と同様の6年制になった。GHQ/SCAPの改革方針は歯学教育を一変させたが、この変化は戦前から歯科界が望んでいたことだった。以上が「現代」の歯科医学教育黎明期の特徴である。

米国の歯科医師であるOttofyとともにInternational College of Dentistryを設立した奥村鶴吉は、明治後期に歯科医学教育を受け、教育者と医政者として歯科医学教育の抑圧的な時代にあってもその進展を国際的な視野で進めていた。戦争に負けて好ましい歯科医学教育制度が得られたという皮肉な状況ではあったが、奥村鶴吉は今に繋がる新しい歯学教育の基盤を作った指導者の1人としてその生涯を閉じた。

キーワード：歯科医学教育制度史、歯科医学専門学校、大学令、占領軍最高司令官総司令部、奥村鶴吉

## I. はじめに

明治時代になって以来150年が経った。太平洋戦争終結までが近代、それ以後は現在とされていて両者はほぼ同じ年数となる。共に新しい社会構造を構築する

ための変換点が両者を分ける境界線となっている。それに伴って教育制度も一変した。歯科医学教育における「近代」の特徴は政府文部省の歯科医学教育に対する稚拙と、大正中期の「大学令」による歯科医学専門学校（歯科医専）の大学昇格阻止だと考える。「現代」

では連合軍占領下の歯科大学（旧制）設置認可と、新制歯科大学・歯学部の6年制教育制度の制定が挙げられる。International College of Dentistry（ICD）の共同設立者である奥村鶴吉は、近代歯科医学教育制度で克服できなかった大きな課題を抱えながら戦後を迎え、「現代」の歯科医学教育の基礎を築いてその役割を閉じた。そこで、教育制度を主体にして彼の生きた時代を辿ってみる。

## II. 近代歯科医学教育（学制～太平洋戦争敗戦）

### 1. 遅かった官立歯科医専設立（1928）

現在の29歯学部のうち国立は12学部と4割を占めている。しかし、戦前には全8校のうち官立は東京高等歯科医学校の1校に過ぎなかった。しかもその設立は昭和初頭であり、大正期末までに私立歯科医専が7校と全て出揃った最後の登場だった。大学がなく官公立が少ないという歯科教育機関の構成は、医学と薬学に比較して際立ったアンバランスを示している<sup>1)</sup>。

官立歯科医学校の設置要望は1897（明治30）年に血脇守之助らによる帝国議会請願に始まった。その後1910（明治43）年までに帝国議会における建議が続けて行われ、都合4回の設置決議がされたが内閣政府はこれを省みなかった<sup>2)</sup>。この間の1902（明治35）年に東京帝国大学医科大学に医師の歯科診療研修を目的とした歯科講座が新設された。文部省が官立歯科医学校の設立に本腰を入れたのは、ベルリン大学医学部で歯科課程を修学した東京帝国大学医科大学卒業の島峰徹の出現によった<sup>3)</sup>。1919（大正8）年の「臨時教育委員会」で官立歯科医専設立が決定されたが、予算計上は1923（大正12）年、開校は1928（昭和3）年に遅延したほどの難産だった<sup>2)</sup>。島峰が存在しなければ文部省専門学務局長の松浦鎮次郎が官立歯科医専の設立に動いたかどうか。当時の時代背景からは私立の専門学校出身者を官立の校長に据えることは、殆んど不可能だった時代である。

### 2. 歯科医制と歯科医学教育

#### 1) 医制（1874）と歯科医術開業試験（1883）<sup>4)</sup>

医師免許制度は、1874（明治7）年の「医制」発令に始まった。1883（明治16）年に医術開業試験から

「歯科」が独立したことから医科と歯科は二元制度となった。歯科医術試験は基礎科目を除外し、内科外科の医学的出題がなくなり歯科に必要な局所の科目と実地試験だけとなった。試験日も医科の二日に比して一日とした。この資格試験内容の劣化が歯科医を全身が分からない職種とさせ、今日でもそのイメージが市民に定着して業権の制約に繋がっている。しかし、歯科医師の増員対策としては成功し、独立した試験制度は歯科医学校の設立を促した。とは言え歯科医術開業試験に必要とされた2カ年の修学は歯科医学校に限らなかったことから、明治20年初頭から予備校を目的として設立された幾つかの学校経営は厳しく、奥村鶴吉が学んだ高山歯科医学院（1890、高山紀齋校長）だけが継続できたに過ぎなかった。

#### 2) 専門学校令（1903）<sup>4)</sup>

「専門学校令」（1903（明治36）年3月）によって我が国の高等教育体系は、「帝国大学」（1886（明治19）年）と「専門学校」との重層的な構成となった。専門学校は「高等の学術技芸を教授する学校」とし、「国家に須要な学術の理論と応用の教授とその蘊奥を攻究」とした「帝国大学」とは設置目的を別にした。つまり、大学は高等学校で基礎教育を修学した人物に研究環境を持った機関で高度な学術内容を教授することで「考えられる・創造できる人材」を養成目的とした。一方、専門学校は中学卒を直ちに欧米の近代的学術技能を「詰め込み」教育した後に実社会で実用化できる即戦力人物の育成とした。いずれも国家のエリートだが、上級と低級とに分けられ卒後の職位に関係した。

各種学校から専門学校への昇格は極めて厳しく、中学校修了、3年の修学年限など受験資格と設備や資産で厳しい条件が付されていて、泡沫的な小規模校や国家試験予備校などの機関は淘汰された。医学校で明治36年に直ちに認可を得たのは公立3校（京都、大阪、愛知）と私立は東京慈恵医院医学校の1校に過ぎなかった。歯科医学校では東京歯科医学院（血脇守之助校長）が4年かけて専門学校に昇格（1907）した。その他わずかに1校存在していた愛知歯科医学校はそのまま継続して大正期に閉校した。専門学校には「兵役の猶予」の特権が付いた。文部大臣指定校を取得した

歯科医専は、大正末には7校（東京・日本・大阪・日大専門部歯科・九州・東洋女子・日本女子）に増加し、敗戦まで閉鎖校は1校もなかった。高等教育体系の確立は国民の進学率を増し学歴社会への移行を促した。

### 3) 歯科医師法（1906）と文部大臣指定校規則（1906）<sup>5)</sup>

医師法と歯科医師法は1936（明治39）年に発令された。東京帝国大学医科大学学士で組織された「明治医会」は、歯科医師を「医師法」には含めないことを明言していて、この主張が主流になった結果だった。

歯科医師法第1条の歯科医師資格3条件の1項は、「文部大臣ノ指定シタル歯科医学校ヲ卒業シタル者」となっている。「専門学校令」の発布が明治36年3月、「歯科医師法」は明治39年9月で、この1ヶ月後に文部大臣指定校認定規則（「公立私立歯科医学校指定規則」）が提示された。最初の指定校を見ると、「東京歯科医学院」が「東京歯科医専」に認定されたのは明治40年9月、そして文部大臣認定校は43年2月でその経緯はいずれも長期間を要している。1907（明治40）年設立された共立歯科医学校（中原市五郎校長）は明治42年に日本歯科医専として認可され、その10ヶ月後（明治43年6月）に指定校を獲得した。教育の質を担保するための文部大臣による指定校認定なので文部省は歯科医学校を対象とすることに強く反発しながらも法案を通過させたが、実際に歯科医学校を指定校にした例は皆無で、その全てが歯科医専昇格後だった。文部大臣指定校は「歯科医師試験免除」の特権が与えられるので学生、カリキュラム、教員、施設、資産に高い条件が課された。

## 3. 大学令（1918）と歯科医専の憤恨

### 1) 大学令の歯科界へのインパクト<sup>6,7)</sup>

1918（大正7）年12月に「大学令」が発令された。「帝国大学令」の32年後に官公私立の「大学」設置が可能になったが、この間帝国大学5校（東京・京都・東北・九州・北海道）以外に大学は存在しなかった。慶應義塾大学も早稲田大学も大学とは言え制度上は専門学校だった。この法令によって高等教育体制は完成した。歯科医師の身分向上を目指してきた歯科医専に

としては大学昇格は最終的な目標だった。しかし、法令は大学昇格が可能な学部を限定し、その8学部には歯科医学、薬学、獣医学を含めなかった。「研究」は歯科医学教育機関に必要なく、基礎教養を備えて大学教育を受けた人物を歯科界には存在させないことを「大学令」は社会に通告したのだった。

Ottofy歓迎会（1920（大正9）年11月）<sup>8)</sup>で出されたICD萌芽話しには歯科医学教育の直面する閉塞を国際交流で打開したい意図が主催した奥村鶴吉などにあったとしても不思議ではない。それは学生を主体とした大学昇格運動（東京歯科大学創設期成会）を沈静化させてからまだ半年余しか経ていない時期だったからである。

### 2) 臨時教育委員会答申（1918）から大学令発令までの不可解な経緯<sup>9)</sup>

「大学令」は「臨時教育会議」答申（大正7年6月）に基づいて作成された。しかし、該答申と大学令との間に歯科にとって重大な差異が生じていた。臨時教育会議答申では、今後の学術の進歩に見合った学部新設はあり得るとのことで文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科等と7学部には「等」を付した。従って歯科医学もその「等」に該当し、基準に達すれば単科歯科大学設立の余地は残されていた。ところが大学令は上記学部には「経済」を追加して「等」を削除し、新たな学部限定を行なった。

何処が、何の理由で答申を変えて歯科医専の大学昇格の機会を阻んだのか。寺内内閣総理大臣に渡された答申は、文部省（岡田文相）によって「文部省原案」が作成され、法制局で修正された後に閣議に提出された。閣議決定された「政府原案」は、枢密院に送られて同院審査委員会で審議された後に枢密院で議決された条項が勅令「大学令」となった。調べると「等」は枢密院審査委員会によって削除され同本会議で議決されていた。審査委員会の審議過程で文部省の強い関与が推断されている。結局、将来を見据えた答申は、懸命に歯科の向上を目指した歯科医専にとっては屈辱的な悪法となった。

### 3) 大学昇格を目指した歯科医専

(1) 帝国議会（1925）における歯科医師法中改正案に関する質疑応答<sup>10)</sup>

第50回帝国議会衆議院（大正14年）で「歯科医師法中改正案」の大学令を巡って石塚三郎などの議員と政府委員河上哲太との間で激しい論争が起こった。日本歯科連合歯科医師会（会長血脇守之助）は歯科医師の資格に「大学令による大学を卒業した歯科医学士（ママにあらず）」を追加することで、歯科大学の設置を可能にする「案」を提出した。これに対して政府委員は、医科大学と同様の格を持つ歯科大学が必要だと認識に至っていないとして歯科を医科と水平関係にすることに同意しなかった。時の文部次官松浦鎮次郎は、官立歯科医専の設立を主導したが島峰が最初に提示した歯科大学案には同意しなかった。

#### (2)教育審議会（1939）での島峰 徹校長の主張

1939（昭和14）年の「教育審議会」答申では、歯科医学教育を充実させるために政府支援の必要性が記された。該審議会は時局柄皇国思想を学校教育に徹底させることを第一義としたが、同時に「高等教育制度」への改革も求められていた<sup>11)</sup>。医歯薬専門学校審議における歯科の聴聞者は、官立東京歯科医学校 島峰 徹校長だった。彼は歯科大学の必要性を訴えながら大学令の制約から現実案として高度な歯科医療と歯科研究に従事する医師を育成する「医科大学案」を提示した。歯科大学の必要性が論議され意見は分かれた。論議では大学が片方の目的としているところの研究対象として歯科は順当なのか。つまり、「歯科は科学か」に焦点が当てられた。松浦鎮次郎文部大臣がこの疑念を現在払拭していなければ、大学化は不可能だとも委員長から発言された<sup>11)</sup>。該答申で示された歯科医学教育対策は15年前の帝国議会で文部省が提言した以上のものではなかったが<sup>9), 12)</sup>、我が国の教育制度を動かす有識者の発言は今日でも歯科の医療と学術のあり方に重要な示唆を与えている。この後、日本は太平洋戦に突入したので教育制度の骨子は変わることなく異常な環境の中で敗戦を迎えた。

### Ⅲ. 現代歯科医学教育の黎明期

#### 1. 占領軍と旧制歯科大学の誕生（1946）

連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）（D.マッカーサー元帥）は1945（昭和20）年10月にCF.サムス大佐（MD）を局長とした公衆衛生福祉局（略

称PHW）を設置した。10課の中にリッジリー中佐（DDS）を長とした歯科が位置していた。歯科教育および歯科医師免許の水準の向上、歯科用品・備品の利用プログラムの策定、民主的な歯科医師会の結成助成などが歯科の所管だった。

サムス局長は日本の医療が大学卒と専門学校卒の2種類の医師によって提供されていることを問題視した。患者が公平な質の医療を受けていないことを民主主義の原則にそぐわない状況として捉えた。このため彼は医学教育制度を着手すべき第一の課題とした<sup>13)</sup>。米国の成功した医学教育改革は1910年のフレクスナー報告<sup>14)</sup>によったことから、サムスはこの方策を日本に適用した。米国医師会に設置された医学教育審議会は全ての医学校を3ランクに評価し、Aランクの水準に到達するように州の立法措置、免許要件、補助金などの多面的な策が講じられた。歯科医学教育改革はカーネギー教育財団によったフレクスナー報告と同様に1926年のガイス報告<sup>15)</sup>によった。これにより収益を目的とした私立歯科医学校は廃校か公私立大学の歯学部に移行した。戦後の日本における占領軍の改革は米国の医歯学の教育改革を下敷きとした。

歯科医専校長が願っていた旧制歯科大学設置を1945（昭和20）年10月にリッジリー中佐が文部省に指示したことは一部の医学専門学校の大学化と同様にPHWの方針だった。PHWによる「歯科教育審議会」（委員長奥村鶴吉）が新しい制度設計に向けて1946（昭和21）年4月15日に発足し、具体的な改革策がPHWの歯科課とともに検討されカリキュラムの大綱も決まった。1946（昭和21）年7月に旧制歯科大学（東京歯科大学）が誕生し、次々と歯科大学・歯学部（旧制）への昇格を果たした一方では、歯科教育審議会判定によったBランク3校のうち女子歯科医専校2校が閉校となった。医歯薬獣看護学に「教育審議会」がそれぞれ設置されて同様の手法が適応されたが、旧制大学が認可されたのは医学と歯学だけだった。米国の医歯学教育大改革を熟知していた奥村はサムス局長とリッジリー中佐にとって貴重な存在だったと思われる。奥村はガイス報告出版の直後にガイスの講演をボストンで聴いていたし、血脇の欧米視察報告書にはガイスの中間報告が詳しく記載されていて、この報告書は奥村

が記述したものと血脇は記しているからである<sup>16)</sup>。ガイスがカーネギー教育財団による歯科医学教育の改革事業に着手したのは血脇がガイスに面会した直後だった。この機会を設けたのは当時米国で活躍していた野口英世だった。

## 2. 教育刷新委員会（1946）での歯学教育年限の攻防（1947）

日本の教育制度改革論議は、民間情報教育局（CIE）が所管する「教育刷新委員会官制」（昭和21年8月10日）によって始まった。まず教育制度が6・3・3・4年制として決まったことから、医科の修学年限では医学教育審議会とPHWが主張する3+4年と教育刷新委員会が原則とした大学4から1年の延期期間内とした5年との間で激しい論議が生じたが文部省の努力と両者の歩み寄りによって2+4年制度に落ち着いた<sup>17)</sup>。最初の2年はリベラル・エデュケーションとする、その後の医学部進学は自動的でないことになり、さらにインターン（1年間）の義務化とその後の国家試験というのが医学教育制度改革の内容だった。昭和21年8月には医師・歯科医師の国家試験制度が決まり、第1回医師国家試験は教育刷新委員会における医学教育改革の大筋が決まる以前の同年11月に既に実施されていた。

歯科医学教育制度改革の論議は、1947（昭和22）年5月23日の第35回総会（委員長 安倍能成）で始まった。歯科教育審議会はプレデンタル・コース2年と専門教育の4年を要求しているとのことで、第5特別小委員会（主査小宮豊隆）にその検討が移された。第25回特別小委員会（22.5.30）に歯科側から臨時委員として奥村鶴吉（歯科医学審議会委員長）（東京歯科大学学長）、長尾 優（東京医科歯科大学学長）、加藤清治（日本歯科大学学長）が加わった。奥村は以下のように説明した。1. 歯科は医学・技術・理学・審美学の要素から成り立っているので一般医学における各分科に相当する取り扱いを受けるのは適当でない。別個の立場（二元制）で教育されるべきである。2. 教育と研究のために基礎教育が必要である。3. 人の命を司るのだから健康指導に精通し、信頼される教養と品位を持たなければならない。このために2年間のプレデ

ンタル・コースが必要である。

現在の歯科医療の質に大きな論議があるのは教育の程度が十分でないことに原因があるとして、強くプレデンタル・コース設置を認めるよう主張した。しかし歯科側の方針は、特別委員会で十分な合意が得られないまま問題は第36回総会（22.6.6）にかけられた。同総会では奥村がガイスによった米国歯科医学教育改革などを加えて懸命に説明したが、賛意が少ないことから特別小委員会（第26回22.6.13）に差し戻された<sup>18)</sup>。あらゆる学部教育が4年制なのに歯科が医科と同じような長期間の教育年限が必要なのかという反対理由は強かった。こうして小委員会委員の完全な同意が得られないまま問題は再び第37回総会（22.6.20）に掛けられた。これまで柿沼晃作委員（東大医学部長）や福田邦三臨時委員（東大医学部教授）が、医科とはインターン制度と歯科の卒前完成教育とに差異があることの説明で歯科の支援をしてくれたがなお委員間の意見の乖離は著しかった。結局、安倍委員長は起立による採決を委員に求めた。賛否同数となったことから安部能成委員長の「私は賛成の方です」という一票差で、歯科教育の2+4年の修学年限が新制度として決定された<sup>19)</sup>。医科がプレメディカル・コースの2か3の年限で教育刷新委員会とPHWとの間で合意が得られない間に歯科教育年限は決定された。医科でも歯科でも論議の最中にPHWとICEのどちらが上位決定機関なのかとの不満が、安倍委員長、南原副委員長からしばしば発言された程に占領下の困難な舵取りだった。安部委員長によった一票の決断は以下によったと考えられる。1. 歯学教育に関しては歯科教育審議会改革案が逐次報告書として発表されていて、これはPHWリッジリーと調整した結果であったこと、2. 医学教育における高いレベルの一般教養教育の必要性が刷新委員会で既に大きな論議を経ていた。これが奥村臨時委員の主張を理解しやすい土壌を作っていたこと、3. 教育年限を教育刷新委員会の医学教育最終案と同様の2+4で主張したこと。以上が安倍委員長ほか賛意を評した委員の一票の重みの中身だったと思われる。薄氷を踏むが如き試練によって決まった新制歯科大学・歯学部教育制度の基盤は、その後も変わることなく今日に至っている。

#### IV. おわりに

教育刷新委員会建議に基づいて教育基本法、学校教育法が制定され（昭和22年3月31日公布）、新制大学（1949）は「学術研究および教育における高等教育機関」として発足し、その後は「大学設置基準」に準拠して認可された。昭和31年10月22日（文部省令）の「大学設置基準」には「大学令」の8学部歯学部が加えられ、さらに「その他学部として適当な規模内容があると認められるものとす」とされている。この文言はまさに「臨時教育審議会」答申の「等」に相当している。こうした高等教育新制度の基盤が完成し、自校の大学院設置をみて奥村は1959（昭和34）年2月に77歳で生涯を閉じた。

小泉内閣による規制緩和の一角として細かい設置基準がなくなり（1991（平成3）年大綱化）、現在では500以上の学部名が存在している。歯学教育は進学課程・専門課程の区分けから一貫教育となった。また大学教育機関では大学・大学院の積み重ねが大学院重点化大学との2種類になった。これらは高等教育制度の枠内の変更だが、2019年からは大学・短期大学に「専門職大学」が加わることで高等教育機関制度（骨子）が改変される。「専門職大学」では申請17件、認可1件だった。「現代」では新制大学誕生以降の高等教育は、「設置基準の大綱化」と「専門職大学」とが2大変革だと考えるが、大学の使命は帝国大学令と変わっていない。大学とは何か。歯科医師育成にとって高度の教育・研究と臨床実習とを自らの責務とする歯学教育機関が必須であるとした先達の理念は、100年を経た今日でも不変であることを歴史は伝えている。

#### 文献

- 1) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 阿部潤也, 福田謙一, 上田祥士, 齋藤 力, 吉澤信夫: 戦時下の「教育審議会」と島峰 徹校長の大学案を巡って 第2編 東京高等歯科医学学校 島峰 徹の大学案とその意義, 歯科学報, 118: 417-441, 2018.
- 2) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 阿部潤也, 福田謙一, 上田祥士, 齋藤 力, 吉澤信夫: 大正後期から昭和初期における歯科医学教育 第4編 初めての官立歯科医学学校設立における血脇守之助らにおける執拗な帝国議会請願, 歯科学報, 117: 447-472, 2017.
- 3) 村上 徹: 島峰 徹とその時代(二) —順調なドイツの島峰, 逆境の明治歯科界一, 群馬県歯科医学会雑誌, 16: 37-57, 2012.
- 4) 吉澤信夫, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 片倉恵男, 金子 讓: 東京歯科大学が各種学校から専門学校昇格に至る歴史的背景(1) 明治初期から専門学校令の発布まで, 歯科学報, 113: 26-40, 2013.
- 5) 吉澤信夫, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 片倉恵男, 金子 讓: 東京歯科大学が各種学校から専門学校昇格に至る歴史的背景(2) 歯科医師法と歯科医育制度の法制化, 歯科学報, 113: 123-135, 2013.
- 6) 片倉恵男, 金子 讓, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 齋藤 力, 吉澤信夫: 東京歯科医学専門学校における大正期大学令と財団法人化(1) 高等教育制度の変遷と各種医育教育機関の対応, 歯科学報, 114: 338-353, 2014.
- 7) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 齋藤 力, 吉澤信夫: 東京歯科医学専門学校における大正期大学令と財団法人化(2) 医歯薬専門学校の対応, 歯科学報, 114: 438-451, 2014.
- 8) 橋本光二: ICD創設者奥村鶴吉先生に関する再調査の報告 —国際理事の委員会活動を通して—, 国際歯科学士会日本部会雑誌, 46(1): 8-13, 2015.
- 9) 金子 讓, 吉澤信夫, 片倉恵男, 福田謙一, 上田祥士, 齋藤 力: なぜ歯科医学は大学学部から除外されたのか —大正期大学令とその成立過程—, 歯医史, 32: 70-82, 2017.
- 10) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 齋藤 力, 吉澤信夫: 東京歯科医学専門学校における大正期大学令と財団法人化(3) 臨時教育審議会答申と帝国議会での大論争, 歯科学報, 114: 561-577, 2014.
- 11) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 阿部潤也, 福田謙一, 齋藤 力, 吉澤信夫: 戦時下の「教育審議会」と島峰 徹校長の大学案を巡って 第1編 高等教育審議と医歯薬専門学校(1), 118: 190-209, 2018.
- 12) 佐久間泰司: 1940年内閣教育審議会答申と歯科医専の大学昇格問題, 歯医史, 32: 263-270, 2018.
- 13) サムスCF: GHQサムス准将の改革 —戦後日本の医療福祉政策— (竹前栄治訳), 桐書房, 東京, 2007.
- 14) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 上田祥士, 齋藤 力, 吉澤信夫: 大正後期から昭和初期における歯科医学教育 第2編 世界で最初の歯科医学学校設立と米国医学教育, 歯科学報, 116: 115-131, 2016.
- 15) 金子 讓, 片倉恵男, 高橋英子, 北林伸康, 渡辺 賢, 福田謙一, 上田祥士, 齋藤 力, 吉澤信夫: 大正後期から昭和初期における歯科医学教育 第1編 米国ガイス報告と東京歯科医学専門学校「歯科医育調査委員会」, 歯科学報, 116: 17-36, 2016.
- 16) 血脇守之助: 米国に於る歯科医学教育, 東京歯科医学専門学校, 東京, 1927.
- 17) 日高第四郎: 教育刷新委員会・教育刷新審議会, 第46回総会議事速記録(昭和22年11月28日) 第3巻, 169-170, 岩波書店, 東京, 2006.
- 18) 奥村鶴吉: 教育刷新委員会・教育刷新審議会, 第36回総会議事速記録(昭和22年6月6日) 第2巻, 425-449, 岩波書店, 東京, 2005.
- 19) 安倍能成: 教育刷新委員会・教育刷新審議会, 第37回総会議事速記録(昭和22年6月20日) 第3巻, 3-13, 岩波書店, 東京, 2006.

## From Meiji Era to the Present Japanese Dental Education

—Dr. Tsurukichi Okumura's footprint—

Professor Emeritus, Tokyo Dental College

Yuzuru KANEKO, D.D.S., Ph.D.

Dental education at school started to be systematized in the 1890s in Japan. In the Meiji period, the Japanese government introduced the higher education system with the establishment of Tokyo Imperial University in 1886, with the aim of catching up with Western civilization. After several modifications of the system, it was completed in the middle of the Taisho period with the promulgation of the “University Establishment Ordinance”, which took approximately 30 years. The first vocational dental school was established in 1907 by the promulgation of the “Vocational School Ordinance” in 1903. The higher education system during the modern period of Japan has a multi-layered structure consisting of universities and vocational schools, in order to separate their purpose of human resource development. In 1918, the publication of the “University Ordinance” enabled public and private schools to upgrade their “vocational schools”, their most advanced educational institutions, to universities. However, this ordinance was not applied to vocational schools of dentistry, pharmacy, and veterinary medicine. Furthermore, the government did not establish the national dental school until 1928. The above are features of the dental education system in the modern period.

After the end of the Pacific War, which lasted for approximately 3 and a half years, Japan was placed under the indirect rule of the General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers (GHQ/SCAP) for approximately 6 years. They strongly condemned Japan's unequal educational curriculum to nurture medical personnel which caused fundamental differences in the quality of medical care. The GHQ/SCAP implemented education reform involving a wide range of fields including medical science, dentistry, pharmacy, nursing, and veterinary medicine, considering that education reform is the basis for improving the healthcare system. Vocational dental schools were upgraded to dental universities based on the “University Ordinance”. Under the new education system, dentistry education adopted a 6-year curriculum system in universities similar to medical education by the effort of the Council on Dental Education (chairman: Tsurukichi Okumura), Education Reform Committee, and GHQ/SCAP. The GHQ/SCAP's reform policy has dramatically changed dental education, but this change was what people involved in the field of dentistry have desired since before the war. These are features of the early phases of the “present” dental education.

Dr. Tsurukichi Okumura, who established the International College of Dentistry with an American Dentist, Dr. Ottofy, received dental education during the late Meiji period, and advanced the progress of dentistry worldwide as an educator and physician, even under a repressive regime to dental education. Although it was ironic, losing the war has brought Japan a favorable dental education system. Dr. Tsurukichi Okumura had lived his life as one of the leaders who developed the basis for a new dental education system which contributed to the present system.

**Key words** : Dental Education System, Vocational Dental School, University Ordinance, GHQ/SCAP,  
Dr. Tsurukichi Okumura